

## 申請書等の記入要領

- 所定の様式により、作成してください。
- 住民票の抄本及び登記事項証明書は、原本を添付してください。なお、原本の還付を希望される方は、その旨を記載するか、直接御連絡ください。
- 住民票の抄本は、必要な方の個人のものを添付してください。
- 法人の登記事項証明書については、履歴事項の全部事項証明書または登記簿謄本を添付してください。
- 法人については、原則として登記事項証明書に記載されている役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者）全員の住民票が必要です。

※様式は、県ホームページ内の

「一般の方 ⇒ 県土づくり ⇒ 都市計画課 ⇒ 許認可・届出」

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/toshikeikaku/kyoninkatodokede>)

からダウンロードできます。

※徳島県屋外広告物条例及び同条例施行規則は、県ホームページ内の

「徳島県 ⇒ 県政情報 ⇒ 条例・規則・県報 ⇒ 県例規 ⇒ 五十音目次  
⇒ お（50音表）」

条例 ([https://reiki.pref.tokushima.lg.jp/reiki\\_honbun/o001RG00000925.html](https://reiki.pref.tokushima.lg.jp/reiki_honbun/o001RG00000925.html))

規則 ([https://reiki.pref.tokushima.lg.jp/reiki\\_honbun/o001RG00000926.html](https://reiki.pref.tokushima.lg.jp/reiki_honbun/o001RG00000926.html))

から見ることができます。

### 屋外広告業登録申請書（様式第6号）

- (1) 「申請者」の欄では、申請書を提出する年月日と申請者の氏名及び住所（法人の場合は、法人名と代表権を有する代表者の氏名及び本社、本店等の所在地）を記入してください。
- (2) 「登録の種類」の欄の「新規 更新」および「商号又は氏名」の欄の「1 法人 2 個人」については、該当するものを○で囲んでください。
- (3) ※印のある欄は、初回登録の場合は記入しないでください。
- (4) 「氏名（及び商号）」の欄は、個人の場合には氏名（商号、屋号等がある場合には併記ください。）、法人の場合は法人名と代表権を有する代表者の氏名を記入してください。
- (5) 「住所」の欄には、個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所（本社・本店等）の所在地を記入してください。
- (6) 「1 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地」の欄には、徳島県を営業エリアとして営業を行う営業所（徳島県に住所を有するか、否かを問わない。）を全て記入してください。  
「営業所」とは、広告物等の表示・設置に関して、常時請負契約を締結する等の営業の場所的中心となる事務所をいい、単なる作業所、連絡事務所等は該当しません。  
県外に営業所があっても、徳島県内で営業をする場合は、記入してください。  
なお、記入欄が不足する場合は、別紙に同様に記入し、添付してください。

- (7) 「2 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称」の欄には、上記の(6)で記入した営業所について、その営業所に選任・設置される業務主任者についてそれぞれ記入してください。

業務主任者は、その営業所の専任である必要はありませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中は、その営業所の業務に隨時従事しえる必要があります。

「摘要」の欄には、業務主任者となる資格のうち、その業務主任者が該当する資格（屋外広告物講習会修了者、屋外広告士等）の名称を記入してください。

- (8) 「3 法人である場合の役員の役職名及び氏名」の欄には、その法人の役員の役職名と氏名を記入してください。（代表者以外の役員全員についても記入してください。）

なお、役員とは次に掲げる方が該当します。

- 業務を執行する社員 ····· 合名会社の社員または合資会社の無限責任社員
- 取締役 ····· 有限会社、株式会社等の取締役
- 執行役 ····· 株式会社の執行役
- これらに準ずる者 ····· 法人格を有する各種の組合等の理事等

\*監査役は役員に含まれません。

- (9) 「4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所」の欄には、登録申請者が未成年者で、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない場合は、法定代理人の氏名及び住所を記入してください。

- (11) 「5 法定代理人が法人である場合のその役員の役職名及び氏名」の欄には、「3 法人である場合の役員の役職名及び氏名」に準じて記載してください。

- (10) 「6 他の地方公共団体における登録番号」の欄には、他の都道府県市等で、屋外広告業の登録を受けている場合は記入してください。

### 誓 約 書 (様式第6号の2)

- (1) 誓約書は、申請1件につき1枚必要とし、登録申請者が代表して誓約し、登録申請者の氏名及び住所（法人の場合は、法人名と代表権を有する代表者の氏名及び本社、本店等の所在地）を記入してください。

- (2) 登録の拒否要件（条例第27条の4）

第27条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第27条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(ア) 条例第30条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(イ) 屋外広告業者（第27条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが条例第30条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(ウ) 条例第30条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

- (イ) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (オ) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人法人である場合にあっては、その役員）が前各号のいずれかに該当するもの
- (カ) 法人でその役員のうちに(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者があるもの
- (キ) 営業所ごとに条例第29条第1項の業務主任者を選任していない者

#### 略歴書（様式第6号の3）

- (1) 「本人・法人の役員・法定代理人」のうち、該当するものを○で囲んでください。
- (2) 略歴書は、該当する個人の内容に関して記入のうえ、最後に記名してください。
- (3) 「略歴」の欄には、現在に至るまでの職歴または業務内容、及び役職名等を記入してください。
- (4) 「賞罰」の欄には、屋外広告業に関する行政処分等の賞罰について記入してください。特になければ、「該当なし」と記入してください。

#### 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第7号）

- (1) 「氏名」の欄の「1 法人 2 個人」については、該当するものを○で囲んでください。
- (2) 届出者の氏名及び住所（法人の場合は、法人名と代表権を有する代表者の氏名及び本社、本店等の所在地）を記入してください。
- (3) 記入欄が不足する場合は、別紙に同様に記入し、添付してください。
- (4) 添付書類については、次のうち、該当する変更の場合に係る書類を添付してください。
  - (ア) 商号、氏名又は名称及び住所、並びに法人にあってはその代表者の氏名の変更の場合
    - ・屋外広告業者が個人の場合にあっては住民票の抄本又はこれに代わる書面、法人の場合にあっては登記事項証明書を添付
  - (イ) 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）の場合
    - ・登記事項証明書を添付
  - (ウ) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名の変更の場合
    - ・登記事項証明書並びに条例第二十七条の四第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（誓約書）、住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書を添付

- (エ) 未成年者にあっては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）の氏名及び住所の変更の場合
- ・条例第二十七条の四第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（誓約書）、住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書を添付
- (オ) 営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称の変更（業務主任者の氏名の変更である場合に限る。）の場合
- ・選任した業務主任者が条例第29条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（屋外広告物講習会修了者証の写し等）及び当該業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付

#### **屋外広告業廃業等届出書（様式第8号）**

- (1) 「氏名（及び商号）」の欄の「1 法人 2 個人」、「届出の理由」の欄の1～5および「屋外広告業者と届出人との関係」の欄の1～5については、該当するものを○で囲んでください。
- (2) 屋外広告業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、各項目に定める届出人（届出義務者）が届出者となります。
  - ・死亡した場合…その相続人
  - ・法人が合併により消滅した場合…その法人を代表する役員であった者
  - ・法人が破産により解散した場合…その破産管財人
  - ・法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合…その清算人
  - ・徳島県内で屋外広告業を廃業した場合…屋外広告業者であって個人又は法人の代表役員

#### **様 式**

提出書類名	様式番号
○屋外広告業登録申請書	様式第6号
○誓約書	様式第6号の2
○略歴書	様式第6号の3
○屋外広告業登録事項変更届出書	様式第7号
○屋外広告業廃業等届出書	様式第8号

#### **申請書等の提出先又は届等の届出先**

770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 県庁7F 北側  
 徳島県県土整備部都市計画課 都市施設整備担当  
 電話番号 088-621-2568